

四半期報告書

(第4期第3四半期)

自 平成23年7月1日

至 平成23年9月30日

ラクオリア創薬株式会社

愛知県知多郡武豊町字5号地2番地

(E25269)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	18
(4) ライツプランの内容	18
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
(6) 大株主の状況	18
(7) 議決権の状況	18

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	21
(2) 四半期損益計算書	22
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	24

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第4期第3四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	ラクオリア創薬株式会社
【英訳名】	RaQualia Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 長久 厚
【本店の所在の場所】	愛知県知多郡武豊町字5号地2番地
【電話番号】	0569-84-0700（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理担当執行役員 堀井 三四郎
【最寄りの連絡場所】	愛知県知多郡武豊町字5号地2番地
【電話番号】	0569-84-0700（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理担当執行役員 堀井 三四郎
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第3四半期累計期間	第4期 第3四半期会計期間	第3期
会計期間	自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日
事業収益 (千円)	665,047	62,960	1,186,759
経常損失 (△) (千円)	△1,299,334	△761,403	△1,295,839
四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	△1,308,214	△768,363	△1,307,679
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	—	8,489,850	5,529,850
発行済株式総数 (株)	—	13,267,200	23,168
純資産額 (千円)	—	8,776,474	4,191,144
総資産額 (千円)	—	9,483,419	4,460,773
1株当たり純資産額 (円)	—	661.52	180,902.28
1株当たり四半期 (当期) 純損失金額 (△) (円)	△126.38	△61.54	△261,094.08
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	92.5	94.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,001,520	—	△1,470,037
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,307,511	—	△465,293
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,897,179	—	1,622,003
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (千円)	—	4,967,503	3,392,722
従業員数 (人)	—	79	79

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、第4期第2四半期から四半期報告書を作成しているため、第3期第3四半期累計期間及び第3期第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
4. 当社は、平成23年1月28日付で、株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。
5. 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期 (当期) 純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数（人）	79 [19]
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（人材派遣会社からの派遣社員）は、当第3四半期会計期間の平均人員を [] 外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社は、第4期第2四半期から四半期報告書を作成しているため、前年第3四半期会計期間との対比は行っておりません。

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注状況

当社は研究開発を主体としており、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績は以下のとおりであります。なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
事業収益 合計 (千円)	62,960

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第3四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
CJ CheilJedang Corporation (韓国)	60,000	95.3

(注) 導出契約の締結に伴う契約一時金収入であります。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、平成23年6月16日に提出した有価証券届出書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

導出に関する契約（5-HT₄部分作動薬（RQ-00000010））

契約書名	LICENSE AGREEMENT（導出契約）
契約先	CJ CheilJedang Corporation
契約締結日	平成23年7月28日
契約期間	契約締結日からCJ CheilJedang Corporationによる当社へのロイヤリティー支払い義務が終了するまで
主な契約内容	① 当社は、CJ CheilJedang Corporationに対して、5-HT ₄ 部分作動薬（RQ-00000010）の韓国、中国（香港を含む）、台湾、インド及び東南アジア地域におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。 ② 当社は、上記①の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、許諾対象地域のいずれかにおける臨床第Ⅰ相試験、臨床第Ⅱ相試験並びに韓国、中国（香港を含む）及びインドにおける各臨床第Ⅲ相試験の開始時、韓国、中国（香港を含む）及びインドにおける各製造販売承認取得時、韓国及び中国（香港を含む）及びインドにおける各医薬品販売開始時のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入を受領する。 ③ 当社は、製品の上市後、医薬品販売高の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。また、当社は、第4期第2四半期から四半期報告書を作成しているため、前年第3四半期会計期間との対比は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や原子力発電所事故災害の影響により、企業の生産活動や個人消費が低迷し、また、急激な円高進行により、企業の経営環境が悪化する懸念が強まる等、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような環境の中、当社は、開発化合物の継続的な創出、複数のプロジェクトからなる研究開発ポートフォリオの拡充及びそれら開発化合物の導出を目指し、研究開発活動及び営業活動に積極的に取り組んでまいりました。

事業面では、平成23年7月に、CJ CheilJedang Corporation（韓国）との間で、5-HT₄部分作動薬（RQ-00000010）の製品化に向けた導出契約を締結し、事業収益（契約一時金収入）を計上しております。

研究開発面では、探索段階、開発段階の各プロジェクトともに、概ね計画どおり推移いたしました。胃食道逆流症（GERD）を適応症としたアシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004）については、米国において実施した臨床第Ⅰ相試験の治験総括報告書を米国食品医薬品局（FDA）に提出いたしました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の経営成績は、事業収益62百万円、営業損失732百万円、経常損失761百万円、四半期純損失768百万円となりました。なお、事業費用の総額は795百万円であり、そのうち事業原価は1百万円、研究開発費は512百万円、その他の販売費及び一般管理費は280百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

流動資産は、前事業年度末と比べ5,056百万円増加し、8,901百万円となりました。これは主に、新規上場に伴う新株発行等により、現金及び預金が2,574百万円、有価証券が2,799百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べ33百万円減少し、581百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末と比べ437百万円増加し、706百万円となりました。これは主に、短期国債の取得（四半期末日以前に約定、四半期末日時点では未決済）等により未払金が411百万円増加したことによるものであります。なお、借入金や社債等の有利子負債残高はありません。

純資産合計は、前事業年度末と比べ4,585百万円増加し、8,776百万円となりました。これは主に、四半期純損失の計上により利益剰余金が減少したものの、新規上場に伴う新株式4,000,000株の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,960百万円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、第2四半期会計期間末に比べ2,057百万円増加し、4,967百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、528百万円となりました。これは主に、税引前四半期純損失761百万円を計上したものの、売上債権105百万円を回収したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、3,302百万円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出1,500百万円及び有価証券（譲渡性預金）の取得による支出1,800百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により増加した資金は、5,897百万円となりました。これは、新規上場に伴う新株式の発行による収入5,897百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発費は、512百万円であります。また、当第3四半期会計期間における研究開発活動の状況は、次のとおりであります。

（探索段階）

過敏性腸症候群（IBS）を主たる適応症とした5-HT_{2B}拮抗薬及びCB₂作動薬のプロジェクト並びに機能的胃腸症（FD）を主たる適応症としたモチリン受容体作動薬のプロジェクトでは、探索段階から開発段階に進めるための開発化合物の創出に向けて、絞り込んだ候補化合物の初期毒性評価を進めております。

神経因性疼痛を主たる適応症としたT型（Cav3.2）カルシウムチャネル遮断薬のプロジェクトでは、探索段階から開発段階に進めるための開発化合物の創出に向けて、薬理試験を進めております。さらに、社外の共同研究を活用して、疼痛領域及び泌尿器領域での可能性を確認するための薬理試験を開始しました。

神経因性疼痛を主たる適応症としたTRPM8遮断薬のプロジェクトでは、絞り込んだ候補化合物の有効性及び安全性の特性評価を進めましたが、薬物動態に基づく安全性の懸念があることから、これまでに得られた情報に基づいて化合物の再選定を行います。

炎症性疼痛及び神経因性疼痛を主たる適応症としたNav1.3ナトリウムチャネル遮断薬のプロジェクトでは、当社の化合物の特性から、他のナトリウムチャネル遮断薬プロジェクトと統合して、Nav1.3、Nav1.7、Nav1.8をターゲットとしたプロジェクトとして発展的に再編する予定です。

初期のプロジェクトとして進めている、TRPV4遮断薬、N型カルシウムチャネル遮断薬、ASIC1a遮断薬、TRPA1遮断薬、GIRK1/2ポジティブモジュレーターについては、それぞれ活性のある化合物を発見したため、特性についての検討及び初期構造活性相関（SAR）の検討を開始しました。

なお、特定のイオンチャネルプロジェクトについては、有効性及び安全性の高い開発化合物の創出を目指し、平成22年12月よりEli Lilly and Company（米国）と継続して共同研究を進めております。

(開発段階)

① EP₄拮抗薬 (RQ-00000007)

本開発化合物は、慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー及び癌等への適応の可能性があると考えております。当第3四半期会計期間においては、自社での薬効薬理試験、動物モデルで抗癌作用の評価技術を持つ研究機関との共同研究等、これらの適応症に係る薬理作用の検証及び薬物動態に関する追加試験を引き続き実施しました。また、これらの適応症拡大に伴う臨床開発を推進するために追加実施した長期毒性試験の報告書を完成しました。

② EP₄拮抗薬 (RQ-00000008)

本開発化合物は、慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー及び癌等への適応の可能性があると考えております。当第3四半期会計期間においては、自社での薬効薬理試験、動物モデルで抗癌作用の評価技術を持つ研究機関との共同研究等、これらの適応症に係る薬理作用の検証に関する追加試験を引き続き実施しました。また、これらの適応症において、臨床試験を開始するため、GLPに準拠した安全性薬理試験を開始しました。

③ 5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000009)

アルツハイマー病を適応症とした本開発化合物については、認知機能改善効果の評価を継続し、当第3四半期会計期間においては、脳内アセチルコリンに対する本開発化合物の影響を評価する動物薬効薬理試験を終了しました。

④ 5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000010)

胃食道逆流症 (GERD) を適応症とした本開発化合物については、臨床第I相試験を開始するために必要な毒性試験を終了しております。当第3四半期会計期間においては、治験用原薬の製造を開始し、臨床第I相試験の準備として治験薬概要及び試験計画書の作成を開始しました。また、治験実施施設の査察を実施し、本開発化合物の治験実施施設として問題がないことを確認しました。

⑤ アシッドポンプ拮抗薬 (RQ-00000004)

本開発化合物では、GERDを適応症として、平成22年8月に臨床第I相試験を開始し、同年12月末までに被験者への単回投与と観察を順調に終了しております。当第3四半期会計期間においては、総括報告書の作成を完了し、米国食品医薬品局 (FDA) へ提出しました。また、新薬治験申請 (IND) の年次報告書 (Annual Report) を作成し、FDAへ提出しました。

⑥ シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076)

本開発化合物は、急性疼痛を主たる適応症としてPfizer Inc. (米国) において前期臨床第II相試験を終了しており、平成23年5月に当社が同社より譲り受けております。当第3四半期会計期間においては、同社から本開発化合物に関する報告書及びデータの移管を行いました。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	37,068,800
計	37,068,800

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成23年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成23年11月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,267,200	13,267,200	大阪証券取引所 JASDAQ市場グロース	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	13,267,200	13,267,200	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年11月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第3回新株予約権（平成20年9月5日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	190(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,000(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,275(注)4
新株予約権の行使期間	平成22年10月16日から平成30年7月31日まで。 但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その直前の営業日を最終日とする。 なお、普通株式の株式公開(該当普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。)の日以降においてのみ、行使することができる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,275 資本組入額 638
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は250個であり、平成20年9月26日開催の取締役会において上記条件の新株予約権195個の付与を決議しております。なお、退職等により権利を喪失した個数を減じて記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。

3. 新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数の調整方法は、以下のとおりであります。

(1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額(新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

(2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

(3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記 (2) に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式（但し、新株予約権の発行日時時点で既に発行されているB種優先株式を除く。）、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
 ② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
 (4) 上記 (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
 ① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のための行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号の(A)から(E)までに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成30年7月31日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

② 第5回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	243(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,957(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,288(注)4
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日から平成31年7月27日まで。 但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その直前の営業日を最終日とする。 なお、普通株式の株式公開(該当普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。)の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、行使することができる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,288 資本組入額 644
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は273個であり、平成21年8月28日開催の取締役会において上記条件の新株予約権248個の付与を決議しております。なお、退職等により権利を喪失した個数を減じて記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。

3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。

(1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額(新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

(2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

(3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式(但し、新株予約権の発行日時点で既に発行されているB種優先株式を除く。)、又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
 ② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
 (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
 ① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号の(A)から(E)までに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成31年7月27日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

③ 第7回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数（個）	20（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,980（注）2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,288（注）4
新株予約権の行使期間	平成24年6月12日から平成31年7月27日まで。 但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その直前の営業日を最終日とする。 なお、普通株式の株式公開（該当普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、行使することができる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,288 資本組入額 644
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

- （注）1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は273個であり、平成22年6月10日開催の取締役会において上記条件の新株予約権20個の付与を決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式(但し、新株予約権の発行日時時点で既に発行されているB種優先株式を除く。)、又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
 ② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
 (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
 ① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号の(A)から(E)までに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成31年7月27日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月19日 (注)	4,000,000	13,267,200	2,960,000	8,489,850	2,960,000	3,773,850

(注) 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 1,600円
引受価額 1,480円
資本組入額 740円
払込金総額 5,920,000千円

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしておりません。

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,267,200	92,672	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	9,267,200	—	—
総株主の議決権	—	92,672	—

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—	1,548	1,180	888
最低（円）	—	—	—	—	—	—	1,161	780	495

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ市場グロースにおけるものであります。

なお、平成23年7月20日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3【役員の状況】

有価証券届出書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	成田 宏紀	平成23年10月31日

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当社は、第4期第2四半期から四半期報告書を作成しているため、前第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）については四半期財務諸表を記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,967,594	3,392,722
売掛金	—	353,320
有価証券	2,799,800	—
原材料及び貯蔵品	55,106	50,836
前渡金	17,145	13,014
前払費用	41,471	17,013
その他	20,384	18,479
流動資産合計	8,901,503	3,845,385
固定資産		
有形固定資産	* 68,770	* 70,811
無形固定資産	22,004	26,049
投資その他の資産		
投資有価証券	421,465	447,920
その他	69,676	70,607
投資その他の資産合計	491,141	518,527
固定資産合計	581,916	615,387
資産合計	9,483,419	4,460,773
負債の部		
流動負債		
未払金	604,884	193,551
未払費用	76,231	64,958
未払法人税等	15,293	7,203
その他	10,535	3,916
流動負債合計	706,944	269,629
負債合計	706,944	269,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,489,850	5,529,850
資本剰余金	3,773,850	813,850
利益剰余金	△3,451,970	△2,143,755
株主資本合計	8,811,729	4,199,944
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△35,255	△8,800
評価・換算差額等合計	△35,255	△8,800
純資産合計	8,776,474	4,191,144
負債純資産合計	9,483,419	4,460,773

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
事業収益	665,047
事業費用	
事業原価	1,845
研究開発費	※1 1,271,369
その他の販売費及び一般管理費	※2 693,967
事業費用合計	1,967,182
営業損失(△)	△1,302,135
営業外収益	
受取利息	886
補助金収入	43,164
その他	5,686
営業外収益合計	49,736
営業外費用	
株式交付費	22,820
為替差損	9,896
その他	14,218
営業外費用合計	46,935
経常損失(△)	△1,299,334
税引前四半期純損失(△)	△1,299,334
法人税、住民税及び事業税	8,880
四半期純損失(△)	△1,308,214

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

		当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
事業収益		62,960
事業費用		
事業原価		1,845
研究開発費	※1	512,853
その他の販売費及び一般管理費	※2	280,398
事業費用合計		795,097
営業損失(△)		△732,136
営業外収益		
受取利息		623
受取家賃		1,184
その他		209
営業外収益合計		2,018
営業外費用		
株式交付費		22,820
為替差損		8,464
営業外費用合計		31,284
経常損失(△)		△761,403
税引前四半期純損失(△)		△761,403
法人税、住民税及び事業税		6,960
四半期純損失(△)		△768,363

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
(自 平成23年1月1日
至 平成23年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△1,299,334
減価償却費	13,808
受取利息	△886
補助金収入	△43,164
為替差損益 (△は益)	13,365
株式交付費	22,820
売上債権の増減額 (△は増加)	353,320
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,893
前渡金の増減額 (△は増加)	△4,131
前払費用の増減額 (△は増加)	△24,458
未払金の増減額 (△は減少)	△88,765
未払費用の増減額 (△は減少)	11,273
その他	29,869
小計	△1,021,176
利息及び配当金の受取額	551
補助金の受取額	43,164
法人税等の支払額	△9,840
その他	△14,218
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,001,520
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△1,500,000
有価証券の取得による支出	△1,800,000
有形固定資産の取得による支出	△5,407
無形固定資産の取得による支出	△2,104
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,307,511
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	5,897,179
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,897,179
現金及び現金同等物に係る換算差額	△13,366
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,574,781
現金及び現金同等物の期首残高	3,392,722
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 4,967,503

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期会計期間（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準 適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 この変更による損益に与える影響はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)		前事業年度末 (平成22年12月31日)	
※ 有形固定資産の減価償却累計額	393,931千円	※ 有形固定資産の減価償却累計額	386,484千円

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	
※1 研究開発費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	419,800千円
賃借料	209,583千円
研究開発消耗品費	131,272千円
委託研究開発費	101,329千円
※2 その他の販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	216,688千円
業務委託費	145,676千円
賃借料	66,184千円

当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)	
※1 研究開発費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	185,244千円
賃借料	70,066千円
臨床研究費	51,443千円
委託研究開発費	49,126千円
※2 その他の販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	102,862千円
業務委託費	44,263千円
特許維持費	25,526千円
賃借料	22,126千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間
(自 平成23年1月1日
至 平成23年9月30日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成23年9月30日現在)

現金及び預金勘定	5,967,594千円
取得日から3ヶ月以内に償還 期限の到来する短期投資(注)	499,909千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△1,500,000千円
現金及び現金同等物	<u>4,967,503千円</u>

(注) 四半期末日以前に約定し、四半期末日現在において未決済である有価証券(499,891千円)は、現金及び現金同等物に含めておりません。

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年9月30日)及び当第3四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 13,267,200株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年7月20日に大阪証券取引所JASDAQ市場グロースに上場し、上場に当たり、平成23年7月19日に公募増資による払い込みを受けました。

この結果、当第3四半期会計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ2,960,000千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が8,489,850千円、資本準備金が3,773,850千円となっております。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年9月30日)

現金及び預金、有価証券並びに未払金が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5,967,594	5,967,594	—
(2) 有価証券	2,799,800	2,799,800	—
(3) 未払金	604,884	604,884	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

債券については、取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年9月30日)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	四半期貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
国債・地方債等	999,800	999,800	—
合計	999,800	999,800	—

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
その他	1,800,000	1,800,000	—
合計	1,800,000	1,800,000	—

(注) 譲渡性預金が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)及び当第3四半期会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

当社は、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)		前事業年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	661円52銭	1株当たり純資産額	180,902円28銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	8,776,474	4,191,144
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (千円)	8,776,474	4,191,144
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数 (株)	13,267,200	23,168

2. 当社は、平成23年1月28日付で1株につき400株の株式分割を行っております。当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前事業年度末の1株当たり純資産額は452円26銭であります。

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額 (△)	△126円38銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり四半期純損失金額 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
四半期純損失 (△) (千円)	△1,308,214
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純損失 (△) (千円)	△1,308,214
期中平均株式数 (株)	10,351,449
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

2. 当社は、平成23年1月28日付で1株につき400株の株式分割を行っております。

当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額 (△)	△61円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
四半期純損失 (△) (千円)	△768,363
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純損失 (△) (千円)	△768,363
期中平均株式数 (株)	12,484,591
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

ラクオリア創薬株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中浜 明光	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野 明宏	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西原 浩文	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第4期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。